

アメリカ

「アメリカにおけるクラス・アクションの近時の改革動向 ——クラス・アクション適正化法を中心に」

執筆者 三枝健治 (早稲田大学法学部准教授) (第1章、第2章)
藤本利一 (大阪大学高等司法研究科准教授) (第3章—第5章)

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 CAFA 制定の経緯
 - 1. CAFA の直面する問題点
 - 2. 問題点の背景
 - (1) 法廷地漁り
 - (2) クーポン和解
- 第3章 CAFA の概要
 - 1. 連邦裁判所の管轄権の拡大
 - 2. 和解に対する規制
 - 3. 「マスアクション」の設置
- 第4章 CAFA によるクラス・アクション実務への影響ないしその予測
 - 1. 連邦と州の管轄権問題
 - 2. CAFA に対する連邦および州裁判官の持つ印象
 - 3. 消費者団体および原告側弁護士ならびに被告企業および被告側弁護士による見方
 - 4. 和解に対する規制とクーポン和解の両義性
 - 5. 損害賠償金の分配方法
- 第5章 おわりに
 - 1. 今回の調査から得られた知見
 - 2. 日本法にとって参照すべき事柄
 - (1) クラス・アクションのインセンティブ
 - (2) 和解のコントロール
 - (3) 賠償金の分配方法

第1章 はじめに

本調査報告書は、2005年に制定されたクラス・アクション適正化法（Class Action Fairness Act of 2005¹、以下、CAFAと呼ぶ。）の紹介・分析を通じて、アメリカにおけるクラス・アクションの最新動向を明らかにしようとするものである。

我が国では2006年に消費者契約法が改正され、一定の条件の下に、差止型の団体訴訟が導入された。しかし一方で、損害賠償型の団体訴訟については、その導入が今後の検討課題とされるにとどまった。その理由の一つとして念頭に置かれていたと推測されるのが、アメリカでのクラス・アクションの濫用ぶりである²。すなわち、アメリカのように、消費者の損害賠償請求権が集合的に行使されると、それが濫用されて企業が不合理にも過大な賠償請求にさらされる事態が生じかねないとの懸念がブレーキとして働いたように思われる。アメリカでも、クラス・アクションの弊害に対する批判がとりわけ産業界から強く展開され、近時、その濫用に対処するためにCAFAが制定されるに至った。そこで、本調査報告書は、このCAFAに着目し、果たして同法がいかなる事情の下、どのような狙いを以て制定されたのか、そしてそれが実際にはどのような効果をもたらしたのかを調査し、アメリカにおけるクラス・アクションの現状を検証することにした³。

¹ Pub. L. 109-2. 同法の概要を既に紹介する邦語文献として、中川かおり「海外法事情・クラス・アクション適正化法」ジュリスト1304号(2006)138頁、齊藤康弘＝上田淳史「米国クラス・アクション公正法の評価と日本企業への影響」商事法務1769号(2006)38頁、渋谷年史「2005年クラス・アクション・フェアネス法の成立」NBL806号(2005)7頁参照。同法の理解には、上院司法委員会の報告書（S. Rep. 109-14）が有益である。

²例えば、消費者団体訴訟制度検討委員会を設置する基礎の一つである18次国民生活審議会消費者政策部会最終報告書「21世紀型消費者政策の在り方について」（平成15年5月28日）は、とりわけ差止型の消費者団体訴訟を整備する必要性を指摘したが、その報告書作成の過程で、損害賠償型の団体訴訟には利益獲得を目的とした濫訴がありうるとの懸念が唱えられた（平成15年2月21日第16回国民生活審議会消費者政策部会議事録等参照）。なお、今回、損害賠償型の団体訴訟の導入が今後の課題にとどめられた理由として、公式には、消費者個人の損害賠償請求を容易ならしめる他の措置（例えば、少額訴訟制度の拡大等）の充実化の動きをまずは見る必要があるからと説明されている（国民生活審議会消費者団体訴訟制度検討委員会「消費者団体訴訟制度の在り方について」（平成17年6月23日）4頁）。

³ 本調査報告書は、我が国での損害賠償型の団体訴訟の制度設計それ自体に直接取り組むものでないから、その点を意識した理論的な検討は加えていない。そのような観点から、アメリカ型のクラス・アクションとヨーロッパ型の団体訴訟の接合・融合という方向性での制度設計を示唆し、理論的にそのあり方を検討するものとして、三木浩一「多数当事者紛争の処理」ジュリスト1317号(2006)43頁等がある。我が国において損害賠償型の団体訴訟ないし集団訴訟を採用する際に候補となり得る制度設計の選択肢については、菱田雄郷

ここで注目する CAFA は、後に詳述する通り、クラス・アクションの濫用に対処するための二つの「手当て」を従来の法制に施したものである。すなわち、第一に、①州裁判所の管轄にあったクラス・アクションの大半を連邦裁判所の管轄へ移行したこと、第二に、②いわゆるクーポン和解において原告弁護士が過大な報酬を得ることを阻止する規則等を制定したこと、以上の二つである。確かに、連邦制度を取らず（→従って①の問題が生じない）、またクーポン和解と呼ばれる実務慣行のない（→従って②の問題が生じない）我が国にとって、CAFA を参照しても、直接には参考にならず無意味との指摘もあり得よう。しかし、解釈上のテクニカル問題はともかく、CAFA の直面した①②の問題が生じる背景事情の分析も含め、広く一般に、アメリカでのクラス・アクションの近時の問題状況を見定めることは、我が国が損害賠償型の集団訴訟を制度設計するうえで、必要な前提作業である。しかも、強い反対を抑えて産業界側の要請に基づいて制定された CAFA は実際には

「消費者団体訴訟の課題」法時 79 卷 1 号(2007)頁 100 頁以下参照。

なお、損害賠償型の団体訴訟では、消費者のためにそれとは別の法的主体である消費者団体が損害賠償請求権を行使することをどのように説明づけるか解答が求められるが（消費者個人の損害賠償請求権を消費者団体が代わりに行使とする法定訴訟担当構成か、消費者団体が行使する損害賠償請求権は、個々の消費者を超えた不特定多数の消費者の利益を代表するその団体固有の損害賠償請求権であるとする固有権構成に立って説明することになる。差止型の団体訴訟を念頭に置いたこの点の議論につき、森田修「差止請求と民法——団体訴訟の実体法的構成」、総合研究開発機構＝高橋宏志編・差止請求権の基本構造(2001)111 頁以下、高田昌宏「差止請求訴訟の基本構造——団体訴訟のための理論構成を中心に」同 133 頁以下等参照。更に、損害賠償型の団体訴訟についても検討する池田清治「消費者団体の団体訴権——その背景と位置づけ」北大論集 57 卷 6 号(2007)2644 頁以下参照）、集団訴訟であるクラス・アクションでは、クラスに所属する消費者個人の損害賠償請求がそのクラス代表者自身によって集合的に行使されるだけで、法的な意味で消費者団体は登場しないから、消費者と消費者団体の関係の説明に悩まされることはない——ただ、クラス・アクションでも、クラス代表者によって行使される損害賠償請求権の中には、損害賠償が実際に配分される具体的な存在としての個々の特定された消費者にとどまらず、クラスに属する抽象的な存在としての未特定の消費者のそれまで含むから、権利行使の主体とそれによる利益の帰属先には実際上ズレが生じうることに留意が必要である（その手当てとして用意されるのが、別添えの《レポート③》で触れる *Cy-pres distribution* であると考え得られよう）。

いずれにせよ、我が国において損害賠償型の団体訴訟を導入する場合は、消費者団体の行使する損害賠償請求権が消費者個人個人の損害賠償請求権とどのような関係にあるものなのか、それによって得られた損害賠償の配分先とともに、制度設計上、特に明確にすることが求められよう。

消費者団体に必ずしも大きな影響を与えていないとの声も聞かれることから⁴、同法制定に透けて見えるアメリカでのクラス・アクションの実像を見定めたいうえでその現状を検証することは、いっそう不可欠であろう。この点で、本調査報告書が、文献調査はもちろん、資料編のレポートで示した現地でのヒアリング調査の成果を活用している点も付言しておきたい。

以下では、まず最初に CAFA 制定の経緯（→第 2 章）を概観し、次いで同法の内容（→第 3 章）と効果（→第 4 章）を紹介・分析したうえで、最後に若干のまとめ（→第 5 章）を提示するとの構成の下、CAFA をてがかりに、アメリカでのクラス・アクションの最新動向を明らかにしていこう⁵。

第 2 章 CAFA 制定の経緯

1. CAFA の直面する問題点

クラス・アクションの概要とその進展については既に我が国でも研究の蓄積があるので詳細はそれらに譲る⁶。ただ、同種の損害を受けた被害者が共同で単一の訴訟を起こすことを可能ならしめるクラス・アクションは、1990 年代に入り、詐欺的な販売方法や購入商品の欠陥により被害を受けた消費者が損害を回復するために積極的に活用されるようになった点は確認しなければならない⁷。このような消費者クラス・アクションの増加傾向を受けて、損害賠償のリスクを背負い込んだ企業側はこれを制限しようと動きはじめた。そのような企業側の働きかけの成果の一つが CAFA である⁸。

⁴ 別添えの《レポート②》《レポート③》参照。

⁵ なお、本報告書は「第 1 章」「第 2 章」を三枝、「第 3 章」「第 4 章」「第 5 章」を藤本が担当した。

⁶ いずれも CAFA 制定前の記述であるが、アメリカでのクラス・アクションについては、「アメリカにおけるクラス・アクション制度」内閣府国民生活局・諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査報告書(2004)137 頁以下のほか、例えば、藤本利一「アメリカ法におけるクラス・アクションの現状と諸問題」谷口安平古稀・現代民事法の諸相(2005)53 頁以下、および同論文 55 頁注(1)所掲の各文献がある。なお、我が国へのクラス・アクション制度の導入可能性については、過去の立法的な試みの紹介も含め、大村敦志・消費者法[第三版](2007) 332 頁以下参照。

⁷ See generally Deborah Hensler et al., *Class Action Dilemmas* (2000). アメリカにおけるクラス・アクション制度の展開を知るに有用な邦語文献として、リチャード・マーカス・大村雅彦訳「アメリカでのクラス・アクション疫病神か救世主か」NBL701(2000)15 頁以下参照。

⁸ CAFA は、企業の過大な負担を抑えるための、クラス・アクションという手続面に手を加えた立法であるのに対して、例えば、懲罰的損害賠償に上限を定める州法レベルの立法（キャップ制）は、実体面に手を加えた制約立法と評価し得る——もともと、かかるキャップ制の動きは、州レベルの立法にとどまらず、連邦最高による一連の判例(e.g., *BMW of North America, Inc., v. Gore*, 517 U.S. 559 (1996))でも見られるものではあるが。近時増加して

かかる CAFA に署名したブッシュ大統領は、その記者会見の席上、クラス・アクションの抱える問題点を次のように説明した。すなわち——⁹、

「クラス・アクションは、我々の法制度では貴重な役目を果たしうるものである。それは、同一の加害者による数多くの被害者が一つの訴訟にその個々の賠償請求をまとめることを可能ならしめる。クラス・アクションは、適切に用いられたら、法制度をより効率的にし、かつ被害者が適切な賠償を受けられるよう保証するに役立つものである。…(略)…だから、私が今日署名した法案は、正義を求める全ての被害者の権利を保全し、加害者が責任を負うと判断されることを確実にならしめるものである。

〔しかし〕クラス・アクションは、個人的な利益のために巧みに操られることもある。複数の州にまたがる被害者の代理人となった弁護士は、最も多額のお金を得ると期待できる州裁判所を探し求めて法廷地漁りを行うことができる。数週間前に私はイリノイ州のマディソン郡を訪れたが、そこは陪審が多額の損害賠償を認容するとの評判があるところである。マディソン郡の州裁判所に提起された訴えの数は 1998 年には 2 件だが、2004 年には 82 件になっている。これらの訴訟で被告として名指しされた者の多くがマディソン郡にゆかりもないというのである。…(略)…

今日まで、法廷弁護士(trial lawyers)は、全国の被告を、その仕事は何ら問題ないときにさえ、被害者に同情的な地方の裁判所へ引きずり込んできた。多くの企業が、陪審によって莫大な損害賠償が認容されるリスクを冒すよりも、和解して訴訟を終結させたほうが安上がりだと判断した。多くの場合、弁護士は巨額の報酬を家に持ち帰り、原告は数ドルの価値しかないクーポンをもらってお仕舞いであった。…(略)…

全体として見れば、クズのようにくだらない訴訟のせいで、アメリカの不法行為制度のコストは総額年 2400 億ドル以上にまで押し上げられており、それは他のどの工業国にも勝る数字である。そのことで、世界経済においてアメリカの労働者と事業者は必要のない不利益を被り、また就職口を作り出す者に不当なコストを課し、消費者に価格の上昇をもたらしている。」と。

以上の説明にはクラス・アクションの二つの問題点が描写されている。すなわち、第一に、(ア)ウイスクンシン州マディソン郡のように、クラス・アクションの成立を極端なまでに容易に認める特定の州裁判所があり、法廷弁護士がかかる州裁判所を見つけ出し、そこに訴訟を持ち込んで企業側に過大な負担をもたらしている現実が見られること、第二に、(イ)そのような訴訟を持ち込まれた企業側は、陪審による巨額な賠償を恐れて和解に応じるこ

いるキャップ制の州法レベルでの立法については、例えば、渋谷年史「アメリカにおける懲罰的損害賠償に関する最近の動向(1)」NBL782号(2004)26頁以下参照。

⁹ See 2005 U.S.C.C.A.N. S3 [available also at

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2005/02/20050218-11.html>.

とが多く、その際、個々の消費者は当該企業の製品やサービスを利用する際に使用できるわずか数ドルのクーポン券を受け取るだけなのに、その弁護士は巨額の報酬を手中に収めている例が見られること、以上二点である。これらの問題点の指摘は、決して大統領の個人的な認識によるわけではなく、CAFA において認められたものである。すなわち、「連邦議会の認定した事実 (congressional findings)」として、CAFA2 条(a)(2)項では、クラス・アクションが濫用されて司法制度に対する国民の信頼が傷つけられていることが、(a)(3)項では、クラス・アクションから得る利益の少ない消費者の犠牲の下に弁護士が巨額の報酬を得ていることが、更に(a)(4)項では、クラス・アクションの成立を安易に認める特定の州裁判所に訴訟が持ち込まれて全国的な訴訟を取り扱うはずの連邦裁判所の管轄権が切り崩されていることが確認されているのである¹⁰。

無論、このような問題点の指摘は根拠がないと消費者側から批判されることもある。例えば、くだらない無意味な訴訟が数多く提起されたことで不法行為のコストが総額年 2400 億ドルにまで押し上げられたとされた点について、それがクラス・アクションに反対する保険業界側のコンサルティング会社のレポート¹¹をそのまま引き写したものにすぎず、そこで言うコストは保険金の給付総額と保険の運営費用等を単純に足して算定したものであるから、訴訟によるコストを必ずしも正確に表していないとの指摘がある¹²。また、ウイソコンシン州マディソン郡の州裁判所を引き合いに、「司法上の地獄穴 (judicial hellhole)」¹³や「マグネット裁判所 (magnet court)」¹⁴等と揶揄されるようなクラス・アクションに過度に好意的な特定の州裁判所が多数存在するかのよう紹介された点については、仮にそのような裁判所があるにしても全体的として見ればごく少数で、しかもその存在を論じるレポートがデータを以て裏付けているのはウイソコンシン州マディソン郡と同州クレーア郡の裁判所にすぎず、そのうえ、これらの裁判所で認められるクラス・アクションの数が近時減少している傾向にあえて触れていないとの非難がある¹⁵。

そうすると、確かにクラス・アクションの問題点とされる上述の(ア)(イ)が果たして客観的に正しい現状認識に基づくものか否かは、その依拠するデータの客観的な正当性・正確性を巡り疑義がある以上、議論の余地があるのかもしれない。しかし、ここでそれを検証することはできないし、またそうする必要もない。重要なのは、上述の(ア)(イ)の二つの問題点

¹⁰ See Class Action Fairness Act of 2005 § 2.

¹¹ Tillinghast-Towers Perin, U.S. Torts Cost: 2004 Update, available at <http://www.towersperrin.com/tp/getwebcachedoc?webc=TILL/USA/2005/200501/Tort.pdf>

¹² Pamela Gilbert, Class Action Legislation Will Deny American a Fair Day in Court, 6 Class Action Litig. Rep. (BNA) 108, 109 (2004).

¹³ See e.g., American Tort Reform Association, Judicial Hellholes 2004 (2004), available at <http://www.atra.org/reports/hellholes/2004/hellholes2004.pdf>.

¹⁴ See e.g., H. Beisner & Jessica Davidson Miller, Class Action Magnet Courts: The Allure Intensifies, available at http://www.manhattan-institute.org/pdf/cjr_05.pdf.

¹⁵ Gilbert, supra note 12, at 110. 本文に言うレポートとは、アメリカ不法行為改革協会による前掲注(13)のことである。

が CAFA では「連邦議会の認定した事実」として捉えられ、そのような問題点の存在を前提に立法がなされたということである。ここではそれを確認できればそれで足りる。

もっとも、「連邦議会の認定した事実」として、CAFA は、上述の(7)(i)の二つの問題点とともに、クラス・アクションの有用性を同時に確認している点には留意が必要である。CAFA は、2条(a)項で、「クラス・アクション訴訟は、損害を与えたと申し立てられた被告を相手方にした単一の訴訟へと個々の請求を集合させることによって、多数の当事者の適法な請求を公正かつ効率的に解決するときには、それは法制度の重要で貴重な役割を果たすものである。」と述べて、2条(a)項以下で(7)(i)の問題点を指摘するに先立って、制度の合理性を改めて肯定している。法律上又は事実上の共通の争点を有する場合に、個々の少額の損害を集合的に行使し得ないのであれば、結局、費用倒れに終わるから、各消費者が個人的に損害を回復させることを期待しにくい。まさにそのような場面でクラス・アクションに重要な機能が認められるとの基本認識は、上述のブッシュ大統領の会見にも表れており、制度それ自体の意義について CAFA の制定を熱望した企業側でも否定するところではない。その意味で、同法はクラス・アクションの廃止を企図したものではなく、ただ、その有用性を踏まえながら、適正な運用を求めて制定されたにすぎないと評価すべきものであろう。

2. 問題点の背景

ところで、CAFA が直面した上述の(7)(i)の問題点は、どのような背景の下に出現したのであろうか。

(1) 法廷地漁り

クラス・アクションは、元々、連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedures、以下連邦民訴規則) に採用されたことで制度がはじまり、同規則の下、連邦裁判所において発展してきた経緯があるから¹⁶、州法レベルでその仕組みが整えられた後も、当初、その運用の知識と経験のより多い連邦裁判所に提訴するほうが原告にとって有利と考えられていたと言われる¹⁷。しかし、消費者クラス・アクションが増加する中、1990年代を通じて、連邦裁判所がクラス・アクションのクラス承認に消極的な姿勢を立て続けに見せたことで¹⁸、

¹⁶ 1938年連邦民訴規則23条の制定と1966年の同規則改正こそがクラス・アクション制度の発展の礎である。

¹⁷ See Lauren D. Fredricks, *Developments in the Law: The Class Action Fairness Act of 2005: II. Removal, Remand, and other Procedural Issues under the Class Action Fairness Act of 2005*, 39 Loy. L.A. L. Rev. 995, 999 (2006).

¹⁸ 第7巡回区連邦控訴裁で、後述の連邦民訴規則23条(b)(3)項の要件を厳格に解してクラス・アクションの成立を否定した例[*In re Rhone-Poulenc Rorer, Inc.*, 51 F.3d 1293 (7th Cir. 1995)]——なお、同判決は Posner 裁判官執筆]に続き、第5巡回区連邦控訴裁[e.g., *Castano v. Am. Tobacco Co.*, 84 F.3d 734 (5th Cir. 1996)]、第6巡回区連邦控訴裁[e.g., *In*

連邦裁判所はクラス・アクションに否定的であるとの印象を一般に与え、これにより、法廷弁護士らはクラス・アクションを連邦裁判所ではなく州裁判所へと持ち込むようになった¹⁹——前述の大統領の記者会見で紹介されている通り、イリノイ州マディソン郡の州裁判所に提起されたクラスアクションの件数は1998年に2件であったが、2004年に82件となったのもその一例である²⁰。州裁判所への提訴先のこうしたシフトが法的に可能になったのは、1985年の *Phillips Petroleum Co. v. Shutts* 判決²¹のおかげである。というのは、同判決で、連邦最高裁は、自州に居住しないクラス構成員の請求についても州裁判所が裁判することができる旨判示しており、これにより、多様の州の住民を原告とする全国規模のクラス・アクションを州裁判所が取り扱うことも妨げられないとされたからである。

全国規模のクラス・アクションを州裁判所に持ち込む傾向は、クラス・アクションの成立を過度に認める特定の州裁判所が存在すると認識されるようになったことで、ますます拍車がかかった。イリノイ州マディソン郡の州裁判所をはじめ、原告に好意的な州裁判所を見つけ出すため、法廷弁護士らは、同一の訴訟を複数の州で手当たり次第に起こす現象が見られたほどである——これを模倣クラス・アクション (*copycat class action*) と呼び²²、既に紹介した通り、原告に好意的であるとの評判を聞きつけてクラス・アクションが次々に持ち込まれる州裁判所を「マグネット裁判所」と言う²³。

クラス・アクションの成立を容易に認める特定の州裁判所が出現しうるのは、クラス承認の判断が確立した論理に基づいて一義的になされるというより、むしろ多分に裁判官の政策的価値判断によることにその原因があるように思われる。そもそも連邦民訴規則23条(b)(3)項で認められるクラス・アクションは、同条(a)項の定める4つの要件を充足したうえ、他の訴訟形態をとるよりクラス・アクションの手法をとることが「優れて (*superior*)」おり (=「優越性」要件)、かつ、クラス・アクション構成員に共通な争点が各構成員の個別争点より「支配的で (*predominated*)」あれば (=「支配性」要件) 足りる²⁴。これらの「優越性」「支配性」要件は、その判断をなすに参考となる具体的な要素も例示されているが²⁵、しかし最終的には裁判官の裁量に委ねられており、結局のところ、個々の裁判官の考え方如何で、クラス・アクションの成否は左右されると言える。すなわち、クラス・アクションに好意的な裁判官は両要件を容易に認めるし、それに否定的な裁判官はその認定

re *Am. Med. Sys.*, 75 F.3d 1069 (6th Cir. 1996)], そして連邦最高裁 [e.g., *Amchem Products Inc. v. Windsor*, 521 U.S. 591 (1997)] と、次々に連邦裁判所ではクラス・アクションに敵対的な姿勢を見せるようになった。

¹⁹ Fredricks, *supra* note 16, at 1000-1001.

²⁰ 前掲注(9)の本文参照。

²¹ 472 U.S. 797 (1985).

²² John Beisner & Jessica Davidson Miller, *Litigating in the New Class Action World: A Guide to CAFA's Legislative History*, 6 *Class Action Litig. Rep.* (BNA) 403 (2004).

²³ 前掲注(14)の本文参照。

²⁴ Fed. R. Civ. P. 23.

²⁵ Fed. R. Civ. P. 23(b) (3).

に消極的になるのである²⁶。州裁判所に提訴されるクラス・アクションについても、連邦民訴規則と実質的に同じ規定が州法上用意されているところがほとんどであるから²⁷、やはり裁判官の政策的価値判断如何で、クラス・アクションに肯定的な州裁判所も出現しうるわけである。

しかも、多くの州の州裁判所裁判官が、連邦裁判所裁判官と異なり、選挙によって任命されるがゆえに選挙権者たる自州民を意識した人気取りの判決を下しやすいとの説明がなされることで²⁸、連邦裁判所より州裁判所のほうが一般にクラス・アクションの成立を容易に承認するとの印象は——実際は、全ての州裁判所が連邦裁判所よりクラス・アクションの成立を積極的に認めるわけではなく、むしろ逆に連邦裁判所以上に厳格な態度をとるところも存在するようであるが²⁹——根拠のあるものとして確信へ高められていった。かかる確信の下では、自州民の利益のみを考える偏狭な州裁判所裁判官より、より公平な視点に立ちうる連邦裁判所裁判官のほうが、クラス構成員の住所が複数の州にまたがるような規模の大きいクラス・アクションを扱うにふさわしい能力と資格があるとの主張が勢いを増したのである³⁰。

²⁶ リチャード・マーカス・前掲注(7)17頁。

²⁷ See S. Rep. 109-14, at 13-14 [連邦民訴規則 23 条にならって、それと同じようなクラス・アクションの成立要件を定めるところは 36 州にわたると指摘]。

なお、連邦民訴規則 23 条 (b) (3) 項はクラス・アクションが他の手法より優れていることを要件としているが（「優位性」要件）、マグネット裁判所の一つと目されているイリノイ州マディソン郡の州裁判所で適用される同州法の規定は、かかる優位要件を求めず、クラス・アクションが紛争解決に適当 (appropriate) な手法であることを求めているにすぎない点で、両ルールに違いがある (735 ILCS 5/2-801 (4))。かかるルールの違いが、イリノイ州裁判所と連邦裁判所とでクラス・アクションの成立の難易にかくも差が生じたと、産業界側からは批判されたが、しかし両ルールは形式的な文言の違いにかかわらず、実質的には差がないと指摘される (See Justin D. Forlenza, *CAFA and Erie: Unconstitutional Consequences?*, 75 *Fordham L. Rev.* 1065, 1084 n.151 (2006))。そうすると、クラス・アクションの成立に関して州裁判所と連邦裁判所の判断にバラツキが生じるとしても、それはルール自体の違いによるというより、むしろルールを解釈する裁判官の考え方に違いがあるからと言うべきであろう。

²⁸ See e.g., *Fredricks*, supra note 16, at 1001 n.31. このような説明は、資料編 App-b1 の《レポート①》にある通り、ヒアリング調査でも指摘された。

²⁹ 別添の《レポート③》で示したとおり、消費者クラス・アクションに携わるアメリカの消費者団体（全国消費者法センター[NCLC]）に対する聞き取り調査によると、州裁判所のほうが域内の連邦裁判所よりもクラス・アクションの成立に好意的であると受け止められている州（例えば、テキサス州）や、州裁判所も域内の連邦裁判所と同様にクラス・アクションの成立に好意的であると認識されている州（カルフォルニア州）も存在するようである。こうして州ごとのスタンスを知ったうえで、いずれの裁判所に提訴するのが最も効果的か、消費者団体も「法廷地漁り」をすることである。

³⁰ See S. Rep. 109-14, at 23-27. この点は、資料編の《レポート①》にある通り、ヒアリン

もつとも、原告に好意的な州裁判所にクラス・アクションが提起された場合にも、本来、被告企業側は、当該事件が連邦問題でないにせよ、原告との州籍相違を理由に連邦裁判所へ移管を申し立てることができるはずである³¹。しかし、1921年の *Supreme Tribe of Ben-Hur v. Cauble* 判決で³²、連邦最高裁は、クラス・アクションにあつて州籍相違管轄権が連邦裁判所に認められるのはクラス構成員の代表者たる原告とその相手方である被告との間に完全な州籍相違があるときであると判示しており、そうすると、被告と同じ州の住民を原告の中に一人でも入れると当該要件が充足されず、結局、州裁判所に提起されたクラス・アクションを連邦裁判所へ移管させることはできなくなってしまう³³。クラス・アクションの規模が大きくなればなるほど、そのクラス構成員の居住する州は多様となりうるから、その結果、CAFA 制定前は、州裁判所から連邦裁判所への移管は極めて困難であったと言えよう。

全国規模のクラス・アクションは州裁判所でなく、連邦裁判所で扱うべきであるとのこうした声は、やがて立法上の措置を求める運動へ展開した。その先駆けが1998年の証券訴訟統一基準 (*Securities Litigation Uniformity Standards Act of 1995*) である³⁴。1990年代に入り、証券詐欺を巡るクラス・アクションが多数提起され、しかもそれが名義上の原告を作り上げて金儲け主義の弁護士が主導してなされる例が多い状況に照らし、1995年に、クラス・アクションを抑制するための私的証券訴訟改革法 (*Private Securities Litigation Reform Act of 1995*)³⁵ が制定された。ただ、同法は連邦法である証券取引法違反を理由に連邦裁判所に提起されるクラス・アクションに適用される法律なので、州法を根拠に州裁判所へクラス・アクションを持ち込む流れを生み出した。そこでこのような1995年の私的証券訴訟改革法を回避する流れを封じ込めるべく、前述の1998年の証券訴訟統一基準が制定され、同法により、州裁判所から連邦裁判所への移管等が定められた。その結果、証券詐欺という限られた分野においてではあるが、クラス・アクションは連邦裁判所にのみ提起できるものとされるに至ったのである³⁶。

以上の動きを証券詐欺の分野にとどまらず、消費者クラス・アクションを含む全てのクラス・アクションに一般化しようとしたのが CAFA である。連邦裁判所の管轄を拡張してクラス・アクションをその管轄下に収めようとする試みは、1998年にクラス・アクション

グ調査でも指摘された。

³¹ 28 U.S.C. 1441.

³² 255 U.S. 356 (1921).

³³ 現に、CAFA 制定前には、実務家向けのクラス・アクションの手引書には「原告に指名した者の少なくとも一名と、被告の一名の住所を必ず同じにすること。」とのアドバイスが書かれていた。See Fredricks, *supra* note 16, at 1002, citing Stuart T. Rossman & Daniel A. Edelman, *Consumer Class Actions: A Practical Litigation Guide* 27 (5th ed. 2002).

³⁴ Pub. L. 105-353.

³⁵ Pub. L. 104-67.

³⁶ 以上の立法上の改革について、黒沼悦郎・アメリカ証券取引法[第2版](2004)142頁以下参照。

裁判管轄法 (Class Action Jurisdiction Act of 1998) の法案³⁷が下院に提出されたことに始まる——従って CAFA は 8 年越しの立法とも言えよう。翌年、同様の 1999 年州際クラス・アクション裁判管轄法 (Interstate Class Action Jurisdiction Act of 1998) が再び下院に提出され可決したものの³⁸、上院では司法委員会での審議にとどまった³⁹。こうした立法活動が本格化するのには、クラス・アクションの抑制を求める産業の声に耳を貸す共和党が選挙で上院の過半数を占めるに至った 2002 年以降になってからである⁴⁰。

2002 年には、2002 年クラス・アクション適正化法 (Class Action Fairness Act of 2002) の法案が下院で可決されたが⁴¹、上院で投票に至らず⁴²、翌年、今度は、修正された 2003 年クラス・アクション適正化法の法案が上下院で提案され、下院で可決したものの⁴³、上院でいわゆるフィリバスター (filibuster) を打ち切る審議終結手続 (cloture) に必要な 60 票にあと一票足りず廃案となった⁴⁴。2004 年には再度上院に同様の法案が提出されたが、やはり採決に至らなかった⁴⁵。

こうして法案の提出と審議を繰り返す過程で議論が深められ、クラス・アクションに対する連邦裁判所の管轄権をどこまで拡張して認めるか、その範囲をめぐる妥協が積み重ねられもしたが⁴⁶、クラス・アクションをいわば飯のタネとする法廷弁護士や、消費者保護の目的から同制度を利用してきた消費者団体から、終始、これらの法案に強い反発が示されたことは容易に想像がつくであろう——なお、法務総裁協会 (Associate of Attorney General) も反対を表明した⁴⁷。ただ、驚くべきは、これらの法案に対する反対が、法廷弁

³⁷ 105 H.R. 3789.

³⁸ 106 H.R. 1875 (debate at 106 Cong. Rec. H8568-H8595). 投票結果は 222 対 207 である。

³⁹ 106 S. 353.

⁴⁰ 2000 年にも、2000 年クラス・アクション適正化法 (Class Action Fairness Act of 2000) の法案が上院に提出されている。106 S. 353.

⁴¹ 107 H.R. 2341 (debate at 148 Cong. Rec. H847-H886). 投票結果は 233 対 190 である。

⁴² 107 S.1712.

⁴³ 108 H.R. 1115 (debate at 149 Cong. Rec. H5271-H5307). 投票結果は 229 対 193 である。

⁴⁴ 108 S. 274 and 108 S. 1751. 審議終結の手続には議員総数 5 分 3 である 60 票が必要とされるので(上院規則 22 条)、これを求める動議が 59 対 39 で賛成多数となったものの、結局、採決には至らなかった[See http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=108&session=1&vote=00403].

⁴⁵ 108 S. 2062 (debate at 150 Cong. Rec. S7563-S7570, S7697-S7743, S7782-S7819). 審議終結を求める動議は 44 対 43 の賛成多数を得たが、やはり前掲注(44)で述べた通りの理由で採決見送りとなった。

⁴⁶ 例えば、連邦裁判所にクラス・アクションの第一審管轄権を認める要件としての最低係争価格を引き上げる等の修正が各法案でなされた。それぞれの法案の違いに見られる妥協の積み重ねについては、例えば Anna Andreeva, *Class Action Fairness Act of 2005: The Eight-Year Saga Is Finally Over*, 59 U. Miami L. Rev. 385, 386-388 (2005) 参照。

⁴⁷ See Daniel R. Karon, "How Do You Take Your Multi-Stake, Class-Action Litigation?"

護士や消費者団体にとどまらず、裁判官からも出されたという点である。州裁判所裁判官の組織団体である首席裁判官会議 (the Conference of Chief Justices of the States) は、「州の司法制度が州裁判所に提起されたクラス・アクションを公平に審議し判決を下すことができないと証明する証拠は何ら見られない」と述べ、州裁判所の管轄権を連邦裁判所に奪われることに強い抵抗を示した⁴⁸。他方、連邦裁判所裁判官の組織団体である合衆国司法会議 (the Judicial Conference of the United States) も、連邦裁判所に州法を根拠にしたクラス・アクションが続々と提起されては、限られた人員と予算で本来の任務である連邦問題を捌ききれなくなると危惧し、「その規定により、連邦裁判所の仕事量が相当増し、連邦主義の原則と矛盾することになる」との懸念⁴⁹に基づき、新たな任務の付与に難色を示した⁴⁹。

以上のように各界から強い反対が寄せられているにもかかわらず、連邦議会、とりわけ共和党は、企業側の強い働きかけを受けて、2005年にCAFAを上院に提案し、遂に72対26での賛成多数を、また下院でも279対149の賛成多数を得て可決され、強い政治的主導の下に、同法の誕生に成功した⁵⁰。ここに、企業側の思惑通り、クラス・アクションは、一定の例外を除き、州裁判所ではなく、連邦裁判所の管轄とされることになったのである。

このようなCAFAについて、企業側は、同法制定に向けた活動の中で、管轄を州裁判所から連邦裁判所へ移す手続的な変更を定めたにすぎず、消費者の実体的な権利に何ら変更を加えるものでないと説明しているが⁵¹、クラス・アクションの成立に否定的であると一般に受け止められている連邦裁判所にその管轄権を移した真の狙いは、クラス・アクションの成立を限定することにあつたのは疑いない。その意味で、CAFAは、クラス・アクションの適正化を図る立法であるかのようなネーミングであるが、しかし少なくとも連邦裁判所に管轄を移行させた点に関しては、その制限を明確に意図した政治的な立法であつたと評価できよう⁵²。

(2) クーポン和解

ところで、クラス・アクションの成立が認められると、被告企業は、原告の請求に合理的な根拠があるか否かにかかわらず、最終的に過大な損害賠償を命じられることを恐れ、

One Lump or Two?" Infusing State Class-Action Jurisprudence into Federal, Multi-State, Class-Certification Analyses in a "CAFA-nated" World, 46 Santa Clara L. Rev. 567, 573 n.28 (2006). See also 151 Cong. Rec. H727 and H740.

⁴⁸ See Gilbert, *supra* note 12, at 110.

⁴⁹ *Ibid.*

⁵⁰ 109 S. 5 (debate at 151 Cong. Rec. S1076-S1100, S1150-S1152, S1157-S1189, S1225-1252, and 151 Cong. Rec. H723-755).

⁵¹ See Gilbert, *supra* note 12, at 111.

⁵²この点は、別添えの《レポート①》にある通り、ヒアリング調査でも特に強調されていたところである

あるいは高額な訴訟費用がかかることを嫌い、和解により問題を解決することが多い⁵³。実際、提起されるクラス・アクションのほとんどが、判決でなく、和解で終結していると言われる⁵⁴。上述のマグネット裁判所をはじめ、州裁判所ではクラス・アクションの成立が容易に認められるとの認識の下では、かかる裁判所に提訴されると、和解の圧力はいっそう高まろう。

こうした和解を巡っては、それを不当に操る例が報告されており、それがクラス・アクションに対する根強い不信感を生み出す原因になっている。すなわち、一方で、弁護士が弁護士報酬欲しさに、初めから和解狙いで訴訟を無理に作り出し、集めたクラス構成員の数の多さに物言わせて、言わばブラックメール (blackmail) としてクラス・アクションを利用する弊害が指摘されており⁵⁵、他方で、そのような弁護士の貪欲な攻撃に怯える企業側が、逆に自らの言いなりになる弁護士を見つけて彼らにクラス・アクションを起こさせ、先手を打って自己に有利な内容で和解に応じ、現前の紛争を解決すると同時に、他の被害者からの更なる同種の訴訟提起を封じ込める動きが指摘されている⁵⁶——前者を実際の被害以上の損害が回復されるとの意味で「法の過剰実現」と、後者を実際の被害以下の損害しか回復されないとの意味で「法の過小実現」と言う⁵⁷。

このような「法の過剰実現」であれ、「法の過小実現」であれ、病理的なクラス・アクションにおいてまとめられる和解は、実質的には、被告企業の利益と原告側弁護士の利益に適うよう調整されたもので、クラス・アクションによって本来救済されるべき被害者、すなわちクラス構成員の利益を顧慮したものでないことが多い。というのも、被告企業にとって、原告弁護士に個人的に裁判外で高い弁護士報酬を支払ってでも、最終的に支払う損害賠償の総額を抑えようとするし、原告側弁護士としても、クラス構成員に分配される賠償総額を上げるより、むしろいかに自身の弁護士報酬を多く確保するかに関心を向けがちだからである⁵⁸。要は、クラス・アクションは、その運営次第で、弁護士が、自ら仕掛けるか、被告企業に唆されるかは別にして、原告代理人として守るべき、被害者たるクラス構成員の利益を忘れて、専ら自身の金銭的な満足のために利用する制度になりうる危険

⁵³ See e.g., John Bronsteen, *Class Action Settlements: An Opt-In Proposal*, 2005 U. Ill. L. Rev. 904.

⁵⁴ See e.g., Richard A. Nagareda, *The Preexistence Principle and the Structure of the Class Action*, 103 Colum. L. Rev. 149, 151 (2003).

⁵⁵ See e.g., *In re Rhone-Poulenc Rorer, Inc.*, 51 F.3d 1293, 1299-1300 (7th Cir. 1995). 同判決でのかかる評価はポズナー判事によるものである。But cf. Charles Silver, *We're Scared to Death: Class Certification and Blackmail*, 78 N.Y.U.L. Rev. 1357 (2003) [クラス・アクションの提訴がブラックメールであるとの評価は過剰と批判]。

⁵⁶ See e.g., John C. Coffee, Jr., *Class Wars: The Dilemma of the Mass Tort Class Action*, 95 Colum. L. Rev. 1343, 1367-75 (1995).

⁵⁷ リチャード・マーカス・前掲注(7)21頁参照。

⁵⁸ See e.g., Christopher R. Leslie, *The Significance of Silence: Collective Action Problems and Class Action Settlements*, 59 Fla. L. Rev. 71, 79-81 (2007).

が潜むものなのである。この点は、例えば、1990年代に、アスベストによる損害賠償を求める和解目的のクラス・アクションの成否が争われた *Amchem Products Inc. v. Windsor* 判決⁵⁹と *Ortiz v. Fibreboard Corp.* 判決⁶⁰の二つの連邦最高裁判決にも見て取れる。すなわち、両判決で、連邦最高裁は、現在の被害者と将来の被害者は利害が一致しないのに両者を同一クラスに含めている点を捉え、連邦民訴規則 23条(a)項の「代表の適切性」要件に欠ける等を理由にクラス・アクションの成立を否定したが、それは、個々の被害者のために十分な救済を確保するより、むしろ自身のためにより高額な弁護士報酬を得ることを優先し、クラス構成員の数を膨らますことにばかり夢中となった原告弁護士に連邦最高裁が否定的な評価を下したからであろう。連邦最高裁は、和解目的のクラス・アクションにおいて、本来、保護されるべきクラス構成員全員の利益が適切に配慮されないまま、いわば被害者を置き去りに被告企業と原告側弁護士の主導の下に和解が進められる現状に、これらの判決を通じて、明らかに批判的なメッセージを投げかけたものと受け止めることができる。

無論、和解においてクラス構成員の利益がこうして蔑ろにされる危険を排除する仕組みは、連邦民訴規則上でも用意されている。具体的には、同規則 23条(e)項が、第一に、提案された和解案の内容をクラス構成員に通知することを求め、その内容を検討し和解案から離脱する (opt-out) 機会をクラス構成員全員に手続的に保証している点、第二に、同項が、和解に裁判所の許可を必要とし、クラス構成員のみならず、裁判所自身が後見的な見地より、提案されている和解案の内容を審査できるようにしている点を挙げられよう⁶¹。しかし、クラス構成員自身による離脱の機会の保証という第一の方策については、個々のクラス構成員が得られる損害賠償は元々少額なので、そもそも送られてきた通知に記されている和解案に熱心に目を通す構成員は少なく、仮に目を通してこれに異を唱えて和解案から離脱し、独自の訴訟提起へ切り替える構成員は更に少ないのが実情で、必ずしも現実には十分機能しているとは言い難いところである⁶²。そうすると、裁判所による後見的な監督機能の行使という第二の方策に期待がかかるが、これとて裁判官は、当事者がまとめてきた和解案をそのまま通すことで面倒な公判手続を回避し、自分の抱える事件を迅速かつ簡便に解決してしまえるとの誘惑に抗しがたいことを考えると、裁判所が時間をかけて、和解案の内容が公平か否か、クラス構成員への適切な通知がなされたか否か、慎重に審査することは本来的に期待しにくい面もある⁶³。

ただ、1990年代に入り、上述の「法の過剰実現」と「法の過小実現」の現実に対する批

⁵⁹ 521 U.S. 591 (1997). 同判決については、浅香吉幹「判例紹介」アメリカ法 1998-2号 303頁、藤倉皓一郎「和解のためのクラス・アクションアスベスト被害者のクラス認証」法律のひろば 1999年5月号 62頁参照。

⁶⁰ 527 U.S. 815 (1999)

⁶¹ Fed. R. Civ. P. 23(e).

⁶² See e.g., Bronsteen, supra note 51, at 904 n.6.

⁶³ See e.g., id. at 905-906.

判が司法界にとどまらず社会的にもこれまで以上に大きくなるにつれ、先に紹介した二つのアスベスト訴訟の判決に明確に示された連邦最高裁のように、少なくとも連邦裁判所において、クラス・アクションでの和解をより厳格に審査する傾向が強まったことは疑いない⁶⁴。しかも、こうした動きに後押しされて、クラス・アクションでの和解をより適切に運営・管理する目的から、2003年には、関連する連邦民訴規則自体が改正された。その改正では、クラス・アクションの原告弁護士を任命したり、弁護士報酬を決定したりする権限を裁判所に認める規則が整備され、更に、提案されている和解案の内容をクラス構成員全員に適切に通知する手続がより周到に規律されるに至った。

しかし、こうした連邦民訴規則は、あくまでも連邦裁判所に適用されるものなので、クラス・アクションでの和解を厳格に審査することを求める連邦民訴規則の狙いは、連邦裁判所においては実現し得るが、州裁判所にまで当然には及ぶものでなかった⁶⁵。先に述べた通り、連邦裁判所よりも州裁判所のほうがクラス・アクションに一般的に寛容であるとの認識の下、和解目的のクラス・アクションが次々と州裁判所へ持ち込まれる中、州裁判所において、和解に対する後見的な監督機能が発揮されないままにあったと言われる。そこで、連邦裁判所にとどまらず、州裁判所にも、クラス・アクションでの和解に、より慎重な対応を求める法律の整備を求める声が高まり、その結果、州裁判所であると連邦裁判所であるとを問わず、全ての裁判所に適用される CAFA が制定されるに至ったわけである⁶⁶。

とりわけ CAFA の制定に際し、クラス・アクションでの和解に関連して問題視されたのが、クーポン和解と呼ばれる実務慣行である。ここでクーポン和解とは、被告企業がクラス構成員に当該企業の商品又はサービスの将来の購入又は利用時に割引を受けることができるクーポンを与えることを内容とする和解を言う——クーポンのみの支給の場合もあれば、一定の現金とともにクーポンを支給する場合もある。かかるクーポン和解は、被告企業にとって、損害賠償を直接的に金銭の形で支出しないで済むうえ、クーポンが使用されなければそれだけ実際の負担も少なくなり、また仮にクーポンが現実で使用されても、それによる売上げ増を以て負担を賄うから、非常に好都合なものである⁶⁷。他方、原告弁護士にしても、実際の金銭的な支出を抑えられるクーポン和解を好む被告企業と比較的簡単に話をつけてきやすい反面、クーポン自体は数ドル程度の割引しか個々のクラス構成員にもたらさないものの、一般にクーポンの額面上の発行総額を基礎に弁護士報酬が定められるので、構成員の数が多ければ莫大な報酬を得ることを可能ならしめるものである⁶⁸。

⁶⁴ See e.g., Jesse Tiko Smallwood, *Nationwide, State Law Class Actions and the Beauty of Federalism*, 53 *Duke L.J.* 1137, 1174 (2003).

⁶⁵ See James M. Underwood, *Rationality, Multiplicity & Legitimacy: Federalization of the Interstate Class Action*, 46 *S. Tex. L. Rev.* 391, 429-430 (2004).

⁶⁶ *S. Rep.* 109-14, at 14-15.

⁶⁷ See e.g., Christopher R. Leslie, *A Market-Based Approach to Coupon Settlements in Antitrust and Consumer Class Action Litigation*, 49 *UCLA L. Rev.* 991, 1004-1040 (2002).

⁶⁸ See e.g., *id.* at 1041-1052.

以上の通り、クーポン和解は、被告企業と原告弁護士の双方の利益に適うものであるが、問題は、それが被害者であるクラス構成員の利益に適うものか、である。個々のクラス構成員にとって、クーポン和解はその損害を積極的に賠償するものでなく、その使用にはかえって問題の企業の商品又はサービスの対価の支払いが新たに必要なので、かかるクーポンを現実に使用することは少ないのが実情である。その使用率はケースにより異なるが、例えば、*Bushet v. ITT Consumer Financial Corp.* 判決では⁶⁹、過去の類似のケースを調査したところ、その割合は 3 パーセントに満たなかったと指摘されている。こうしてクーポンがあまり使用されない現実の下では、クラス・アクションでの和解を通じて、被害者であるクラス構成員は結果として何ら救済を得ることなく終わるのに、弁護士のほうは、クーポンの使用・不使用にかかわらず、発行されたクーポンの額面上の発行総額に基づいて弁護士報酬が算定されるから、得てして莫大な利益を受ける事態が顕著に生じることになる。事実、弁護士報酬として弁護士には 925 万ドルが配当されたのに、各被害者には被告企業との取引で 1 ドルを割引くクーポンが配られた——ちなみにそのクーポン使用率は 20%であった——にすぎない例をはじめ、多くの同様の事例が報告されている⁷⁰。かかる諸例からも明らかな通り、独自の訴訟によれば費用倒れに終わるような少額の損害賠償請求権しか持たない被害者を救済するための制度と謳われるクラス・アクションを、その実、弁護士が被害者であるクラス構成員を利用して自らの利益を最大化する手段へと変容・変質させる〈仕掛け〉の最たるものが和解クーポンと呼ばれる実務慣行であったと評し得よう。

こうしたクーポン和解の実態が社会に広く知られ、被害者がほとんど何も得られないのに比べて弁護士だけが懐を肥やすことに一層強い批判が寄せられると、裁判所はその審査にあたり、より厳格な態度で臨むことが期待されることになる。しかし、クーポン和解が将来どれだけ使用されるか見通しが確実でない時点では、額面上の発行総額を基準にして弁護士の報酬の合理性を判断せざるを得ないと一般に考えられたため、それが後見的な監督機能を果たすことは実際上困難であった。そこで、かかるクーポン和解においては、弁護士報酬算定のあり方を見直し、実際に使用されたクーポンの現実の価値を基準に決定する等の規則の制定をはじめ、クラス・アクションでの和解のより適正な運営・管理を実現ならしめる方策が CAFA に盛り込まれるに至った。クーポン和解に対してより厳格な措置をこうして手当てした点に関しては、CAFA は、2003 年の連邦民訴規則改正の延長線上に位置づけられるもので、連邦裁判所にクラス・アクションの管轄を移行させた点とは異なり、そのネーミングの通り、クラス・アクションをまさに適正化しようとした立法であったと言えよう。かかるクラス・アクションでの和解の適正化については、従来より、消費者団体をはじめ、広く支持が寄せられていたところである。

第 3 章 CAFA の概要

⁶⁹ 845 F. Supp. 684-686 (D.Minn. 1994), amended, 858 F.Supp 944 (D. Minn. 1994).

⁷⁰ S. Rep. 109-14, at 17-18.

本章においては、CAFAの主な特徴を以下の行論に関連する範囲で、簡潔に紹介する。

まず前提として、クラス・アクションの対立の本質が何かを確認しておく。それは、結局のところ、クラスの認証をめぐる原告側と被告側の対立である⁷¹。より大きな集団を認めさせたい原告側と、できるだけ小さな集団としたい被告側の戦いである。たとえば、ノートパソコンのハードディスクが壊れたことによる損害を考えてみるとよい。実際にハードディスクが壊れて損害を被った人、つまり、個別の不法行為訴訟でも単独で提訴し、勝訴できる人もいれば、同じ型式のノートパソコンを所有しながら、ハードディスクが破損せず、何ら実害を被っていない人もいる。原告側弁護士は、後者をも集団に含めようとし、被告側企業は、不法行為型の訴訟と考え、それらの人を排除しようとする。個別に訴訟を起こされたなら、被告としては敗訴することはないと考えるからである。そうであるのに、クラス・アクションとしてクラス構成員となったとたんに、賠償を得るといのはおかしい、というのが被告側の正直な感想である。このように、より大きなクラスを認定してもらえる裁判所を原告側弁護士が探査し、一定の成果をあげたことに対し、被告企業がそれを規制しようとしたのが、CAFA制定の根幹である。以下では、CAFAの基幹となる3つの項目について、簡単に言及する。⁷²

1. 連邦裁判所の管轄権の拡大

CAFAにより、クラス・アクションに関する裁判管轄権は、原則的に、連邦裁判所に帰属することとなった。純粋に州内部の問題は、別である。

連邦裁判所が民事訴訟につき管轄権を有するのは、連邦憲法上、連邦問題に関する場合（*federal question jurisdiction*）と、原告・被告が州籍を異にする場合（*diversity jurisdiction*）である。従前は、制定法上、州籍相違については、原告全員と被告全員とが完全に別々の州の市民（*citizen*）である「完全な州籍相違」が要求されていた。また、各々の原告の係争額がそれぞれ個別に75,000ドルを超えることも要求されていた。さらに、いずれかの被告が提訴された当該州の市民であった場合は、州籍相違を理由に連邦裁判所に移送することはできないものとされていた。そのため、クラス・アクションの連邦裁判所への提訴および州裁判所から連邦裁判所への移送が困難となっていた。したがって、これまでは、連邦での裁判を避けたい原告は、連邦法による訴因を要求することを避け、州籍が同じ者を原告か被告に一人加えるか、損害要求が75,000ドルに満たない原告を一人加えればよかった。

そこで、CAFAは、州籍相違管轄の要件を緩和し、①原告のいずれかと被告のいずれか

⁷¹ Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison & Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007)

⁷² 前掲註(1)の各文献参照。以下の記述は、とくに、齊藤＝上田・前掲註(1)に負う。

が別々の州の市民であること、②訴額が全原告合計で 500 万ドルを超えていること、③原告クラスが 100 人以上であること、これらの条件を充足する場合は、連邦裁判所に当該クラス・アクションへの管轄があり、州裁判所で提起された場合は連邦裁判所への移送を申し立てることができるものとされた。⁷³

ただし、連邦裁判所は、3 分の 1 超 3 分の 2 未満の原告クラス構成員が提訴された州の市民であり、主たる被告が当該州の市民である場合、諸事情を総合勘案して (*totality of the circumstances*)、裁量で管轄権を否定することができる。⁷⁴

他方で、次の例外的場合には、連邦裁判所の管轄権は否定されるものとされている。すなわち、3 分の 2 以上の原告クラス構成員が提訴された州の市民である場合で、①主たる被告が同じ当該州の市民である場合 (*local controversy exception*)、または、②重大な損害回復の請求がなされ、かつ、重要な請求原因を構成する行為を行った少なくとも一人の被告が当該州の市民である場合、主たる損害が当該州で発生した場合、もしくは、類似のクラス・アクションがいかなる被告に対しても過去 3 年間に提訴されていない場合 (*home-state controversy exception*) である。⁷⁵

また、これらと併せて、移送の手続をより簡易にする改正も行われている。すなわち、①提訴後一年以内という移送の期限を撤廃し、②被告の一人が提訴された州の市民であっても移送を認め、③移送を申し立てる被告は移送前に他被告の同意を得ることは要せず、④移送を認めまたは却下した決定に対して、連邦控訴裁判所へ抗告することができるものとし、抗告を受理するかは同裁判所の裁量とした。⁷⁶

なお、主たる (*primary*) 被告が州、州公務員その他の公的主体である場合には、クラス・アクション公正法による連邦管轄権は及ばない (*state-action exemption*) とされる。⁷⁷ さらに、証券・株主訴訟や会社内の権利について扱った訴訟については、クラス・アクション公正法は適用されない。⁷⁸

2. 和解に対する規制

CAFA では、いわゆるクーポン和解等についての規制も行っている。たとえば、原告側弁護士が成功報酬 (*contingent fee*) を請求する場合、その算定基準をクーポンの額面とするのではなく、つまり、未使用のものまでも含めて総額を計算するのではなく、現実に行使ないし換金された (*redeemed*) クーポンの価額を計算することで、原告側弁護士があまりに過大な報酬を得ることを阻もうとしている。また、和解内容が原告クラス構成員に

⁷³ 28 U.S.C.Sec. 1332(d) (2).

⁷⁴ *Id.* at Sec. 1332(d) (3).

⁷⁵ *Id.* at Sec. 1332(d) (4).

⁷⁶ *Id.* at Sec.1453.

⁷⁷ *Id.* at Sec.1332(d) (5).

⁷⁸ *Id.* at Sec.1332(d) (9).

とって適正・合理的で、かつ十分なものである旨の裁判所の書面による意見がなければ、クーポン和解は認可されない。なお、このクーポンに関する定義は法文上存在しない。

和解内容についての規制としては以下のような条件が設定されている。原告クラス構成員が原告側弁護士に報酬を支払った場合に、差引計算で損失が生じる場合、裁判所は、非金銭的な利益がその損失を実質的に上回ると認定した場合にのみ、和解を認可することができる。また、和解に際して、裁判所との地理上の近さだけを根拠に、原告クラス構成員の間で和解金額に差異を設けることも禁止されている⁷⁹。

なお、各被告は、和解案が裁判所に提出されてから 10 日以内に、適当な連邦機関および原告クラス構成員が居住する州の機関に対して通知しなければならない。また、**裁判所による和解の許可**は、かかる通知をした後 90 日が経過した後でなければならない。これに違反して和解がなされた場合、原告クラス構成員は和解内容に拘束されるかどうかを選択することができる。⁸⁰

3. 「マスアクション」の設置

CAFA は、「マスアクション」と呼ばれる新しい訴訟タイプを設定した。これは、クラス・アクションに該当しないもののなかで、一定の条件に合致したものを、CAFA 上は、クラス・アクションと同様に扱う場合をいう。その条件とは、原告が 100 人以上存在し、法的・事実に根拠を同じくする金銭賠償を求める訴訟である。かかる訴訟類型を設けた趣旨の一つは、クラス・アクションを認める法令のないウェストヴァージニア州やミシシッピ州における併合訴訟 (joinder or consolidation case) に CAFA の適用を広げるためである。⁸¹

もっとも、このマスアクションがクラス・アクションとして連邦裁判所の管轄権に服するには、以下の要件を満たさなければならない。すなわち、①各原告の係争額がいずれも 75,000 ドルを超えていること、②事件が提訴された州で生じたか、または、損害が当該州または隣接州で生じた場合でないこと、③被告による併合 (joinder) によるものでないこと、④attorney general によって提訴されたものでないこと (換言すれば、公の利益のために提訴されたものでないこと)、④事件が事実審理前手続だけのために併合された (consolidated) ものでないことを要するものとされている。

連邦裁判所におけるマスアクションは、通常のクラス・アクションと異なり、原告の請求がない限り、事実審理前手続のために広域係属訴訟司法委員会 (Judicial Panel on Multi-District Litigation) に移送されないものとされた⁸²。

⁷⁹ *Id.* at Sec. 1714.

⁸⁰ *Id.* at Sec. 1717(d).

⁸¹ Sen.Rpt.No.109-14 at 14-15, 48 (Feb. 28, 2005) 参照。

⁸² 28 U.S.C.Sec. 1332(d) (11).

第4章 CAFAによるクラス・アクション実務への影響ないしその予測

添付しているインタビュー資料においても指摘されるよう、CAFA 制定からまだ十分な時間が経過しておらず、CAFA によってクラス・アクション実務に変化が生じたか否かは、即断できないところである。そこで、本章においては、このような限界を認識しつつも、最新のインタビュー成果をもとに、CAFA による影響を幾らかでも明らかにしたい。⁸³

1. 連邦と州の管轄権問題

クラス・アクションに対して、企業による批判が強まったのは、1990年代に入ってからであるといわれる⁸⁴。もともと1966年のクラス・アクションに関する連邦民訴規則ルール改正時において、企業は、その改正が消費者の利益にはなるものではなく、弁護士の利益にしかならないことを批判していた。その後、しばらくのあいだ（主として、1980年代）、クラス・アクションが政治上の争点とはならなかったようである。というのも、企業の批判の矛先が、アメリカの不法行為訴訟制度に向けられていたからであった。あまりに簡単に損害賠償を企業に求めることができる制度となっていたためである。また、日本とは異なり、懲罰的損害賠償も存在することも大きな要因であろう。

90年代以降、企業が企図したのは、連邦民訴規則の改正ではなく、州裁判所に提訴されるクラス・アクション事件の制限であった。⁸⁵ 消費者団体は、大企業と異なり、州裁判所での審理を好む、と企業側は認識していた。なぜなら、州裁判所には、クラス・アクションとして申し立てられたケースをより積極的に認可する裁判官が相当数存在した、といわれるからである。しかし、このようなことを裏付ける実証データは存在しないとされる。⁸⁶ この点をもう少し敷衍する。そもそも、原告側は、なぜ州裁判所へのクラス・アクション提訴を好ましく感じていたのか。前提として、確認しなければならないことは、連邦裁判官が終身雇用であるのに対し、州裁判官は、選挙により再選されなければ、キャリアを続けられないということである。そのため、5、6名の裁判官定員しか持たない小さな郡の裁判所において、元原告側弁護士であった人が裁判官となっている例が見られる⁸⁷。そのよう

⁸³ ここで用いられるインタビューは、クラス・アクションに関し実証的調査・研究を行う理論研究者、原告側の立場から多数のクラス・アクションを経験した理論研究者、連邦民訴規則23条改正に関与した諮問委員でもある理論研究者、被告企業側の立場からクラス・アクションの経験を豊富に有する弁護士に対して行われたものである。

⁸⁴ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁸⁵ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁸⁶ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁸⁷ Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison &

な裁判官の選挙活動を主として支えた弁護士が、この裁判官の所属する裁判所にクラス・アクションを提起し、そこで獲得した資金を元手に、再び当該裁判官の再選運動をキャップとして展開する例があるといわれる。⁸⁸ たとえば、イリノイ州南部のとある郡（きわめて人口の小さな町）では、10年前に提起されたクラス・アクションは1件も存在しなかった。しかし、現在、この郡では、全米で提起されるクラス・アクションのうちおよそ20%の事件がここに係属している。なぜなら、この裁判所で提起された訴訟は、ほとんどすべてがクラス・アクションとして認可され、また和解により終局するからである。もちろん、和解に応じなければ、被告企業には深刻な結果がもたらされるといわれる。そして、全米には、現在も、このような小さな郡が10ないし20存在するといわれている。

こうした理由から、できれば、州裁判所に係属するような事件を連邦裁判所へ移送することができないか、と企業は考えたといわれる。なぜなら、連邦裁判所のほうが、より「保守的」であり、自己に都合の良い判断が得られると予測されるからである⁸⁹。それゆえ、CAFAは、いうまでもなく、企業と消費者団体などとの対立を含む政治的な背景を有している。

CAFAは、従来の管轄ルールを変更するものである⁹⁰。本来、連邦裁判所の管轄となる事件では、州籍相違が要件とされた。しかし、この法律によれば、従来のルールとは異なり、「最小限の州籍相違」があれば、連邦裁判所が管轄権を有することとなる。そうすると、大規模な事件であれば、そのほとんどが連邦裁判所に移送できることとなる。

CAFA 制定前に問題視されたフォーラムショッピングは、この法律制定後も存在するであろうといわれる。すなわち、被告企業による連邦裁判所へのフォーラムショッピングが行われることが予想される。⁹¹ このように、CAFAは、企業にとって都合がよいようにも思われる。しかし、この法律によって、州裁判所に係属した事件が連邦裁判所へ移送されたとしても、企業にとって都合のよい判断をその連邦裁判所がくださりかどうかは、現時点においてははまだわからない、と指摘されている。⁹²

たとえば、イリノイ州民のみ、カリフォルニア州民のみ、をクラス構成員として、クラス・アクションを提起することを考えてほしい⁹³。CAFA 制定後、とある会社 (State Farm

Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007)

⁸⁸ Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison & Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007).

⁸⁹ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁹⁰ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁹¹ Interview by Toshikazu Fujimoto with Alan B. Morrison, Senior Lecture of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁹² Interview by Toshikazu Fujimoto with Alan B. Morrison, Senior Lecture of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁹³ Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison & Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007)

Insurance Company) がクラス・アクションに直面した。その会社は、15 ないし 20 の州で、ばらばらに、州単位ごとに、州裁判所にクラス・アクションを提起された。このうちで、いまだ、連邦裁判所へ係属した事件はない。これは、本来であれば 1 つのクラス・アクションを、複数の州ごとに、その 1 つのクラス・アクションを分割しただけであるとされる。原告側弁護士は相互に連携があるようでもある。この場合、ある 1 つの州での被告側企業に不利な審判は、他の州でも利用されるであろう。一方、被告企業に有利な審判は、他州で援用できない。CAFA は、その意図した救済を企業に与えるどころか、かえって、事態を悪化させたともいえる。

2. CAFA に対する連邦および州裁判官の持つ印象

CAFA が制定されたことで、連邦や州の裁判官はどのように感じているであろうか。

まず、州裁判官は、侮辱されたと感じている者が存在するといわれる⁹⁴。というのも、連邦裁判所の管轄権を広げる正当化理由として、連邦裁判官の優秀さ、翻って、州裁判官の能力の低さが指摘されていたからであった⁹⁵。すなわち、州裁判官よりも、連邦裁判官のほうが経験豊富で、高度な教育を受けており、より優秀である、ということである。もっとも、州裁判官にロークラークは存在せず、きわめて忙しいと言われる連邦裁判所よりも負担している事件数は多い。そのため、州裁判所の負担を減らす法律として、CAFA は好ましいという意見もあるが、侮辱されたという点では問題がある。

しかし、現在と異なり、20 年ないし 30 年前の事件を調べると、興味深いことに、企業は、州裁判所での審理を望み、原告側弁護士は、連邦裁判所での審理を望んでいたことがわかる。⁹⁶ なぜなら、州裁判所の裁判官は、政府によって任命され、あるいは選挙によって選ばれており、とても保守的であったからである。そして、裁判官になる前の地位として、検察官であることが多かった。1970 年代は、企業は、事件を州裁判所で審理するような法律ないし規則を作ろうとロビー活動をした。他方で、原告側弁護士は、ケネディ大統領により選任された裁判官なら、連邦裁判所でもよいと思っていた。しかし、現在の連邦裁判官の多くは、共和党により選任されていることに注意すべきである。

一方で、州裁判官は、この法案に関して、とくに関心を持たないのではないか、という意見もある⁹⁸。州裁判所と連邦裁判所のシステムを比較すれば、前者は、多数の裁判官を擁

⁹⁴ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, College of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

⁹⁵ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁹⁶ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

⁹⁸ Interview by Toshikazu Fujimoto with Alan B. Morrison, Senior Lecture of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

し、多数の事件処理が可能である。CAFA のもとで州裁判所から連邦裁判所へ移送される事件の数は、州裁判所にとっては取るに足りないものであろうが、それらが連邦裁判所に係属すると、その負担に連邦裁判所は耐えられない可能性がある。貧乏人が 10 ドルを盗まれるのと、金持ちが 10 ドルを盗まれるのでは、意味合いが異なる、ということだと比喻される。

連邦裁判所ないし裁判官として、この法律をどう見ているであろうか。おそらく、事件が連邦裁判所に殺到することを好ましくは思っていないであろう⁹⁹。連邦裁判官は、これまで州裁判所に係属していた事件の多くを、連邦裁判所で処理しなければならないのではないかと心配しているのである。¹⁰⁰ 現時点でも、連邦裁判官の事件負担は過重である。この点は、亡くなる前にレーンキスト元最高裁長官も、CAFA の立法段階で指摘し、反対していたとされる¹⁰¹。もっとも、連邦裁判所ないし裁判官は、明示的にこの法案に反対はしなかったようである¹⁰²。かりに、反対したとしても、あまり意味のあることではなかったであろう。法案は、議会で審議され、大統領が署名するのであるから。

とある連邦裁判官（カリフォルニア州北部地区所在、12 ないし 15 程度の裁判官数）によれば、CAFA 制定以降、自分の連邦裁判所に、1 件すらクラス・アクションは提起されていないし、移送された例もない、とのことである。¹⁰³

3. 消費者団体および原告側弁護士ならびに被告企業および被告側弁護士による見方

消費者団体にとって、CAFA の影響は大きくないという意見がある¹⁰⁴。むしろクラス・アクションに好意的な連邦裁判所のあるところは、そこに提訴できることになって歓迎しているところさえある。例えば、カリフォルニア州やテキサス州などの連邦裁判所は、クラス・アクションに好意的であるといわれている。

原告側弁護士はどのようにこの CAFA を見ているのであろうか。一般には、クラス・アクションの事件数が減少するのではないかと危惧し、好ましくないと考えているようだ¹⁰⁵。しかし、莫大な金を稼ぐクラス・アクション法律事務所のなかには（トップテン、あるいは

⁹⁹ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

¹⁰⁰ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, College of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹⁰¹ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

¹⁰² Interview by Toshikazu Fujimoto with Alan B. Morrison, Senior Lecture of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

¹⁰³ Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison & Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007)

¹⁰⁴ Interview by Saigusa and Toshikazu Fujimoto with Delbaum, Attorney of National Consumer Law Center, in Boston, MA (Mar. 16, 2007)

¹⁰⁵ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

はトップファイブ) は、ビジネスチャンスと考えているところもある。なぜなら、彼らには、他の法律事務所と異なり、すでに連邦裁判所での実務経験を豊富に有するため、小規模で州裁判所における実務を中心とする法律事務所に対して、大きなアドバンテージを持っていると考えているからである。¹⁰⁶

被告企業にとってはどうか。被告企業の代表者は、単純に、CAFA が自己に有利と考えている¹⁰⁷。しかし、企業のなかには、この法律を制定するために、数百万ドルの資金をロビイストに提供したところもある。はたしてそこまでの価値があったのかどうかはまだわからないであろう。

被告側弁護士についてはどうか。州裁判所に係属したクラス・アクション事件が連邦裁判所に移送され、クラス・アクションの認証がなされない結果、被告にとっては利益となる、と一般には考えている¹⁰⁸。しかし、薬害訴訟のように、個々の請求額が高額で、多数の個別請求がなされる場合には、クラス・アクションの利用が有用であると考えている被告側弁護士も存在する。しかも、従来、被告にとってメリットのあるクーポン和解は、主として、州裁判所で認められてきたこともあり、今後の実務の動向に左右されそうである。

4. 和解に対する規制とクーポン和解の両義性

消費者保護が問題となる事件で、与えられる救済方法には3つのパターンがある。¹⁰⁹ 1つは、差止による救済、もう1つは、金銭による賠償である。そして、3つめが、和解である。クーポンを用いた救済は、当該訴訟がトライアルに付され、陪審員による評決や裁判官による判決がなされる場合には、存在し得ない。しかし、和解においては、クーポンによる和解がなされ得る。これには、良い面と悪い面がある。ここでは和解について検討する。

和解に対する裁判官の関与のあり方は、この25年間で変化したといわれる。¹¹⁰ もともと、裁判官は、和解に対して、積極的な役割を果たさなかった。両当事者が合意をすれば、それで裁判官の責任は果たされたという認識であった。しかし、和解における原告側弁護士と被告企業のなれ合いによる弊害がいわれる今日では、そのような消極的な態度は維持できないようにも思われる。

消費者団体に、金銭が支払われるのであれば、その団体が提訴するインセンティブは高

¹⁰⁶ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

¹⁰⁷ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

¹⁰⁸ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

¹⁰⁹ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, College of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹¹⁰ Interview by Toshikazu Fujimoto with Alan B. Morrison, Senior Lecture of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

まる。しかし、アメリカでは、このようなインセンティブは弁護士に生じている¹¹¹。勝訴額の一定割合を報酬とする方式を採用した場合、勝訴すればより多額の報酬が得られる。そのため、クーポン和解に関する立法は、弁護士と被告側企業がクーポン和解の価値を偽るのではないか、ということに関心を向けている。たとえば、それぞれのクーポンの価値は10ドル、100万枚クーポンを発行するので、1000万ドルの価値のある和解である、と原告側弁護士と被告側企業がいうとする。しかし、実際には、クーポンに10ドルの価値はないし、すべてのクーポンが利用されるわけでもない。ただ、被告が原告側弁護士に、300万ドル与えた、という事実は動かない。和解の価値を評価することには、困難な問題があり、それは弁護士にかかわるものである。

このような文脈で、クーポン和解に対する規制を考える必要がある。クーポン和解は、クラス構成員の利益ではなく、自己の報酬のみを気にする原告側弁護士と、賠償額を最小化し、できれば、現金ではない形で早期にクラス・アクションを終結させたい被告側企業、双方の利益になるものである¹¹²。CAFAは、この点を規制しようとしていた。たしかに、連邦裁判所でのクーポン和解は困難となろうが、成功しているとは言い難い。CAFA制定後も例はあるともいわれる。

仮想事例を用いて、クーポン和解の構造および理論的な問題点につき確認をしておく。¹¹³たとえば、あなたが、5ドルの値段のペンを6ドルで売ってしまい、不当に高い価格でペンを販売したとして、訴えられたとする。1ドル高く売ったという点である。この場合、ペンを買った人すべてに、1ドルのクーポンを配布するとする。このことは、将来における1ドルの割引を意味する。とすれば、あなたは、6ドルのペンを100万本売ったとすると、その後、4ドルのペンを100万本売ることになる。というのも、多くの方は、1ドル割引のクーポンを利用し、市場価格よりも安い4ドルのペンを買うであろうから。とすれば、クーポン和解は、市場におけるシェアを獲得できる点で価値がある。このとき、被告企業は、原告側弁護士にクーポン和解を認めてもらえるのであれば、その報酬として、300万ドルまでなら現金を支払ってもよいと思うであろう。これがクーポン和解の構造である。

しかし、経験上、クーポン和解が適切であり、成功したといえる事例も少なくないと指摘される¹¹⁴。なぜなら、ノートパソコンのハードディスクがクラッシュした事例のように、原告ないしクラス構成員となる人々すべてに、深刻な人身侵害が生じるような場合とは異なり、「損害」とはいえ仮想的なものである事例では、クーポン和解は、原告にとっても被告にとっても、満足のいくものである。

¹¹¹ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, College of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹¹² Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison & Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007)

¹¹³ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, College of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹¹⁴ Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison & Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007)

和解に対する異議については、これまで、原告側弁護士と被告側企業との利益は一致する関係上、成功した例というものを発見することはきわめて困難であった¹¹⁵。しかし、一方で、和解には異議がつきものともいわれる。Stern 弁護士の経験でもつねに異議は出されたとされる。

このような異議が表だって論議されなかったのは、連邦民訴規則の規定の仕方にもよるものと思われる。2003 年改正以前は、たんに、裁判官の許可なく和解をしてはいけないという素朴な規定が存在しただけであった。この改正は、クラス・アクションの和解に焦点をあわせて実施された。その結果、連邦民訴規則 23 条 (e) の和解の許可要件に関する規定は詳細なものとなり、付随的な合意事項についても、開示しなければならないということになった。たとえば、弁護士同士で、クラスを代表する弁護士に対して、その報酬の 3 分の 1 をよこせば、和解に異議申し立てをしない、という譲歩がその例である¹¹⁶。このような譲歩は、従来、裁判所にはわからなかったことである。ちなみに、CAFA は政治の産物であるが、連邦民訴規則はそのような影響からは距離をおいて改正されているといわれる。連邦民訴規則諮問委員は、この CAFA 制定には、公式には関与していない。しかし、議会からの諮問に、個人的に応じた委員は存在したとされる。¹¹⁷ しかし、その実態は不明である。

クーポン和解については、過去数年に渡って問題となってきたが、今回の CAFA 立法では、州の attorney general への通知および異議申立てが注目に値する。これは、後述する、*parens patriae* の考えに基づくものである。¹¹⁸ しかし、現実には、attorney general が何をするのかはよくわからない¹¹⁹。attorney general 自身、たくさんの仕事を抱えており、クラス・アクション対応のみをしているわけではないため、クラス・アクションの和解が適正なものであるかどうかを短時間のうちに判断するというのはきわめて困難なことであろう。また、attorney general には、裁判所が判断する前に和解案に対して異議を述べる権限はあっても、それを却下する権限まではない。さらに、よほど注目される事件でもない限り、クラス・アクションの手續に関与するということもないであろう。もともと、自分の選挙の支持母体が提起した問題であれば、別かもしれない。また、労働者差別の事件で、刑事告発をするべきかどうかを考えていたとき、クラス・アクションが提起され、和解案

¹¹⁵ Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison & Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007)

¹¹⁶ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, Colledge of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹¹⁷ Interview by Toshikazu Fujimoto with Deborah R. Hensler, Professor of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

¹¹⁸ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, Colledge of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹¹⁹ Interview by Toshikazu Fujimoto with Alan B. Morrison, Senior Lecture of Stanford Law School, in Palo Alto, CA (Mar. 20, 2007).

が提示されたときに、異議を述べる可能性はある、とされる¹²⁰。

5. 損害賠償金の分配方法

クーポン和解については、批判も多いところであるが、仮想的な軽微の損害の場合には、一定の効用があると確認した。しかし、たとえば、つぎのような例を考えると、賠償金をどのように分配するかについての困難さが理解できる。

カリフォルニアであった 40 年前のケースである¹²¹。ロスにあるタクシー会社が、半年にわたり、タクシーの料金メーターを違法に操作して、規定よりも 10% 高い料金を取っていたことが明るみに出た。その後、クラス・アクションが提起され、裁判所はつぎのような判断をした。すなわち、裁判所は、タクシー会社に、半年の間、料金メーターを操作し、規定よりも 10% 低い料金で営業すること、と。この場合、メーターを操作されたことで、半年の間、損害を被った者が誰であるかはわからない。また、裁判所の判断以降、半年の間に、被害者が同じタクシーに乗るとも限らない。しかし、この方法は、違法な行為により取得した金銭を奪い、分配する方法としては、おおざっぱなものであるが、コストはかからない。

別の例をあげる。¹²² ある町で 110 円で売るべきガソリンを 125 円で販売していたとする。このとき、高い料金で販売していたのと同じ期間、95 円でガソリンを販売するべきことになる。ただ、この場合、隣町から、この安いガソリンを買いに来る人もいるはずであろう。その隣町でガソリンを売る業者は、何も悪いことをしていないのに、事業に損失が生じる。

この例では、実際に不当に高い価格で損害を被った者に賠償するのが最善なのであるが、その者を特定することはきわめて困難である。とすれば、このような事例では、政府に不当に得た利得部分の金銭を支払うほうがよいのではないか¹²³。政府にお金を渡すことは、多くの困難を回避する方法となる。

このような趣旨から、Cy-pres による処理が注目される¹²⁴。アメリカのクラス・アクションにおいて、和解は重要であることは言うまでもない。和解ができれば、裁判所は、どのような救済を与えるか難しく考える必要がなくなるからである。金銭損害賠償請求訴訟で、誰にどのくらい支払うべきか不明の場合に、裁判官は Cy-pres による処理を和解のなかで

¹²⁰ Interview by Toshikazu Fujimoto with William L. Stern, Partner of Morrison & Foerster, in San Francisco, CA (Mar. 21, 2007)

¹²¹ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, Colledge of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹²² Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, Colledge of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹²³ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, Colledge of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹²⁴ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, Colledge of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

行うことができる。クラス構成員となる、被害を受けた人を特定しなくても良い点で、メリットがある。¹²⁵ すなわち、クラス構成員が特定できない場合等に、クラスに少なからず利益を及ぼすような公益目的の団体に金を配分する制度を言う。例えば、消費者教育をする団体や慈善団体への寄付が命じられること等がその例である。¹²⁶

また、*parens patriae* という考えがアメリカにはある¹²⁷。これは、いわば「親の名において」訴訟を提起する場合である。たとえば、州によって、法律により、州の *attorney general* が、州民のために損害の回復を求める訴訟を提起することができる場合がある。しかし、このとき、金銭を誰に分配するかわからない場合、訴訟で得た金銭を他のより適切な方法で使うことがある。アメリカでこのようなことが正当化される理由は、被告が金銭を保持していることは、いわゆる「不正に利益を得ていること」にあたるということ、被告から金銭を奪い、それを少なくとも一般の利益に適う方法でその金銭が使用されていること、また、少なくとも、被害を被った人々のなかで直接に金銭的救済を得た人が存在すること、である。

第5章 おわりに

1. 今回の調査から得られた知見

アメリカのクラス・アクション、とりわけ、金銭損害賠償クラス・アクションに関しては、とくに和解が重要であることが、今回のヒアリング調査においても、繰り返し指摘された。クラス・アクションにおいて、訴えられた自分の会社の言い分が正しいことを証明するため、トライアルまで手続を進めようとすることは、当該会社を訴訟に *bet* する、というように表現される。¹²⁸ もし、トライアルを経て敗訴すれば、会社は倒産しかねないからである。和解が好まれる一つの理由である。原告側からしても、敗訴のリスクは回避したいであろうし、迅速な救済を得るためにも、和解による処理は好ましいことでもある。

しかし、このような和解について、そのあり方がアメリカでは問題とされてきた。損害賠償クラス・アクションにおいて、原告側代理人弁護士が多額の報酬を得るのに対し、原告およびクラス構成員には、きわめて少額の金銭が分配されるのみである。最近では、金銭による賠償ではなく、被告企業のクーポンの供与による和解が締結されている。このよ

¹²⁵ これとまったく同じではないが、類似するものとして、カリフォルニア州民事訴訟法 384 条がある。これは、消費者保護が主張されるケースで、クラス構成員の特定が困難であり、金銭的救済を分配することが難しい場合に用いられる規定である。

¹²⁶ Interview by Saigusa and Toshikazu Fujimoto with Delbaum, Attorney of National Consumer Law Center, in Boston, MA (Mar. 16, 2007)

¹²⁷ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, Colledge of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

¹²⁸ Interview by Toshikazu Fujimoto with Richard Marcus, Professor, U. C. Hastings, Colledge of Law, in San Francisco, CA (Mar. 22, 2007)

うな和解は、被告企業にもメリットがある。すなわち、ディスカバリーやトライアルにおける陪審審理、また懲罰的損害賠償等を回避し、敗訴判決がなされる場合よりも、少ない損失で処理できるからである。クーポン和解では、かえって不当な行為をしたにもかかわらず、かえって、自らの市場シェアを拡大する効果が付与されることもある。このように、本来、原告およびクラス構成員の利益を代表する原告側弁護士が、被告企業となれ合い、和解案をまとめるという点が批判されている。

このような問題意識から、たとえば、2003年に連邦民訴規則 23 条の和解に関する規定は改正されたが、これは政治的な影響を受けてなされたものではない。

その意味では、今回取り上げた CAFA は、政治的なバイアスを含んだ立法であった。クラス・アクションの濫用がアメリカの企業の競争力を削いでおり、これを規制する必要があるということであった。そして、こうした濫用は、州裁判所を舞台として行われ、増大していることから、連邦裁判所の管轄権を拡充し、州裁判所から前者への事件の移送を最大の目玉とした立法となった。

もっとも、CAFA の立法において、その理由のなかで、州裁判所裁判官の資質の低さに言及したことは拙速であったようにも思われる。また、連邦裁判所の管轄権を拡大しながら、受け入れ体制を整えるようサポートできているのかはよくわからない。また、連邦裁判所裁判官が「保守的」であるということもやや一般化が過ぎるのではなかろうか。いずれにせよ、これは、アメリカ固有の連邦制度に由来する面がないわけではなく、この問題から日本法への示唆を探求することは容易ではない。

CAFA のもう 1 つの目玉としては、クーポン和解に対する規制があげられる。CAFA は、端的に、クーポン和解を否定したが、この形式の和解が主として州裁判所で実施されてきたことからすれば、どの程度のインパクトをクラス・アクション実務に与え得るかは、まだ不透明である。

一説によれば、この法律を成立させるために、数百万ドルの資金をロビイストに提供した企業もあるといわれる。しかし、この法律が、いずれの方面に、どのような影響を及ぼしていくのかは、なお時間の経過を待ち、調査しなければ、明らかとはならないであろう。

CAFA の影響を日本の法改正に直接参照することは困難であろうが、冒頭でも述べたように、CAFA を含めたクラス・アクション実務がよってたつ制度基盤や理論などから、我が国への示唆を以下に記し、結びに代えたい。

2. 日本法にとって参照すべき事柄

(1) クラス・アクションのインセンティブ

クラス・アクションがよく利用される背景には、弁護士の報酬をどのように決めるか、という問題があるように思われる。彼の地では、金銭損害賠償請求の場合、被告から勝ち得た金銭総額の一定割合が報酬となる。クラス・アクションの場合、賠償額総額が報酬の

算定基準となるため、原告側弁護士は、当該クラス・アクションにおいて代表弁護士となることを真摯に競争する。これに対し、被告側弁護士は、hourly base で報酬が算定される。

このような報酬制度が、クラス・アクションのインセンティブを高めていることは間違いない。我が国においても、団体訴訟による金銭損害賠償請求訴訟の場合に、原告側代理人弁護士の報酬基準は、考慮しておくべき一つの要素ではある。

(2) 和解のコントロール

消費者クラス・アクションあるいは金銭損害賠償クラス・アクションに関して、和解による解決が重要な手段であることは明らかであろう。しかし、アメリカにおいては、クラス・アクションの和解が濫用的に利用され、本来保護されるべき原告およびクラス構成員の利益が蔑ろにされる傾向にあった。これは、原告らの利益と原告側弁護士の利益に齟齬が生じていることによるものと思われる。そのギャップをよく現わしているのが、クーポン和解であろう。CAFA は、このような和解を端的に規制した。もっとも、クーポン和解に種々の問題点が存することは否定できないとしても、事案によっては、クーポン和解のほうが適切ではないか、とされる例があるとの意見も調査において提示された。団体訴訟による金銭損害賠償請求を肯定するのであれば、非金銭的な和解の方式を検討課題の一つとしてもよいのではなかろうか。

和解内容は、もちろん、消費者保護の利益に適うものにならなければならないであろう。はたして和解内容がそのような利益に適合しているかどうかを誰がチェックするかは問題である。アメリカにおいては、原告側弁護士と被告企業との「なれ合い」による和解が批判されたため、裁判官による許可について、連邦民訴規則 23 条 (e) が整備された。和解内容の適正さを裁判官の負担において処理する方向である。また、CAFA では、州の attorney general へ和解内容を通知し、異議を申し立てる権限を認めた。これは、parens patriae の考えに基づくものであり、州民が適切でない和解によりだまされる危険がある場合に、異議を述べる機会が attorney general に与えられている。しかし、實際上、attorney general がそのような異議を積極的に展開していくかどうかは別の問題である。このように、裁判官にせよ、attorney general にせよ、通常の業務の負担を考えた場合、和解内容の適正さをチェックするには限界があることがいわれている。その意味で、和解案の審査につき、行政機関の関与を考えることも一つの方法ではないか。和解の許可については、裁判官の負担も大きくなるとはいえるが、日本と異なり、アメリカでは、もともとベテランの弁護士が裁判官となる。そのため、クラス・アクションの和解にかかわる諸々の取引を理解している面はある。しかし、元々のキャリアが検察官であった者も多く、証券詐欺事件のような場合と異なり、民事事件であるクラス・アクションで和解の許可を与える仕事は困難になることがある。日本の裁判官は、アメリカの裁判官とは異なり、司法研修所を卒業後、一貫して裁判官としての教育を受けている点で、このような和解の許可にあたっては、彼の地の裁判官よりも適しているのではないかと指摘もあった。

(3) 賠償金の分配方法

消費者契約法に関連した事件であっても、損害額の算定が困難であったり、被害を受けた個々の消費者に賠償金を分配することが、事実上、不可能となることもないとはいえない。そのため、すでに述べたように、Cy-presによる処理が注目される。消費者団体等への賠償金の帰属を検討することになる。誰にどの程度の損害を賠償すべきかよくわからない場合であっても、被告企業が明らかに不正に利益を得ており、当該企業から剥奪されたその利益が一般の利益に適う方法で使用されていること、などを根拠として、検討を進めるべきであろう。

以上